

松江市中学校部活動ガイドライン

令和4年4月1日改定版

松江市教育委員会

—目次—

| | |
|----------------------------|------------|
| はじめに | 1 |
| I 部活動の意義と松江市の目指す部活動 | 2～4 |
| 1 部活動の意義 | 2 |
| 2 部活動の位置づけ | 2 |
| 3 部活動の現状と課題 | 3～4 |
| 4 松江市の目指す部活動 | 4 |
| II 「松江市部活動ガイドライン」 | 5～8 |
| 1 適切な運営のための体制整備 | 5 |
| (1) 「松江市中学校部活動に係る検討会」の設置 | 5 |
| (2) 「部活動指導者校内委員会」の設置 | 5 |
| (3) 「部活動に係る活動方針」の策定 | 5 |
| (4) 「年間活動計画」及び「月毎の活動計画」の策定 | 5 |
| 2 適切な休養日等の設定 | 6 |
| 3 部活動の指導 | 6～8 |
| (1) 指導にあたって重視する事項 | 6～7 |
| (2) 校内指導者と地域指導者の連携 | 7～8 |
| ・資料 | |
| 「松江市中学校部活動ガイドライン」(ダイジェスト) | 9 |
| 「部活動に係る活動方針」様式例【様式例①】 | 10 |
| 「年間活動計画」様式例【様式例②】 | 11 |
| 「熱中症予防のための運動指針【参考資料】 | 12 |

はじめに

松江市では、ふるさとを愛し、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体をもつ児童生徒の育成を目指した教育を推進しています。そうした中、中学校の部活動もそれに資するものとして、主体性や個性の伸長、よりよい人間関係の構築、生涯にわたりスポーツや文化に親しむ基礎づくり等、生徒が多様な経験と学びを得ることができる教育的意義が非常に大きい活動であると考えます。

その一方で、部活動は、運動部や文化部を問わず、過度な練習による生徒の疲労蓄積や指導にあたる教職員の勤務時間の大幅な増加等、多くの課題を抱えていることも事実です。松江市立学校教員の勤務実態調査（平成30年5月実施）からは、部活動指導が大幅な超過勤務の主な原因となっていることが明らかになっています。平成30年3月にはスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、同年7月には文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定にむけて会議を開催するなど、全国的にも今後の部活動の在り方について検討がなされている時期でもあります。

そこで、本市における適切な部活動の在り方について検討するとともに、心身のバランスのとれた成長と学校生活の充実の視点や働き方改革の視点も踏まえ、部活動の望ましい姿と方向性を明確にした「松江市中学校部活動ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を策定しました。今後は「小学生のスポーツ活動の手引き（平成29年3月）」と併せて、児童生徒が活力ある豊かな生活を送ることができるよう、本ガイドラインで示した取組を推進していきます。

本ガイドラインが、教職員はもとより、保護者や地域及び部活動に関わる各種団体で共有され、適切な運営の下で、部活動が生徒にとっても指導者にとっても一層やりがいにあふれ、充実したものになることを期待します。そして、部活動が生徒の「生きる力」を育み、生涯にわたってスポーツや文化活動を愛好し、生活を豊かにしていくための基盤となっていくことを強く願います。

平成30年8月

松江市教育委員会

I. 部活動の意義と松江市が目指す部活動

1. 部活動の意義

共通のスポーツや文化的活動に興味・関心をもった生徒が、学年の枠をこえて集い、自発的、自主的に活動する部活動は、心身ともに著しい成長を遂げる中学生にとって非常に教育的効果が高い活動である。部活動を通して学校教育の中で学んだ学習内容を発展させ、自分の興味・関心を追求していく中で、知識、技能の深化が望めるとともに、生涯にわたりスポーツ、文化、科学等に親しみ、生活を豊かにしていくための資質を育てることが期待できる。

また、大会や発表会等、共通の目標に向かって仲間と共に努力を重ねていく経験は、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養、望ましい人間関係の構築等、社会性を育て、コミュニケーション力の育成にもつながるなど多様な学びの場として教育的意義が大きい活動といえる。

2. 部活動の位置づけ

部活動は、学校教育の一環として、学校経営方針に基づき、教育課程との関連を図りながら、組織的、計画的に実施する教育活動である。なお、中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領【平成29年3月公示】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるように留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

3. 部活動の現状と課題

(1) 部活動の休養日の設定についての現状

平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における運動部活動に関する調査結果は下表のとおりであった。

①「学校の決まりとして、部活動において週に何日程度の休養日を設けていますか。」

| | 松江市 (%) | 島根県 (%) | 全国 (%) |
|--------|---------|---------|--------|
| 週に1日 | 75.0 | 72.6 | 61.9 |
| 週に2日 | 0.0 | 15.8 | 20.5 |
| 週に3日以上 | 0.0 | 2.1 | 2.8 |
| 設けていない | 6.2 | 4.2 | 10.7 |
| その他 | 18.8 | 5.3 | 4.1 |

②「学校の決まりとして休養日を設けている部活動が、土・日曜日に休養日を設けていますか。」

| | 松江市 (%) | 島根県 (%) | 全国 (%) |
|--------|---------|---------|--------|
| 月に1日 | 73.3 | 56.4 | 16.9 |
| 月に2日 | 20.0 | 8.0 | 16.5 |
| 月に3日 | 0.0 | 8.0 | 7.7 |
| 月に4日以上 | 6.7 | 25.3 | 37.3 |
| 設けていない | 0.0 | 2.3 | 21.6 |

※松江市の中学校では、「休養日が週に1日」、「土・日曜日の休養日が月に1日」の割合が高く、疲労回復や部活動以外の活動に使うために必要な時間が十分に確保されているとはいえない現状が見られた。また、休養日の少なさは、顧問教員の勤務時間の大幅な増加にもつながっていると考えられる。

(2) 顧問教員の部活動との関わりについての現状

平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における運動部活動に関する調査結果【顧問の配置・地域指導者の活用】は下表のとおりであった。

①「部活動の顧問の配置はどのようにしていますか。」

| | 松江市 (%) | 島根県 (%) | 全国 (%) |
|---------|---------|---------|--------|
| 原則全員配置 | 93.7 | 92.6 | 89.2 |
| 原則希望者配置 | 0.0 | 1.1 | 5.0 |
| その他 | 6.3 | 6.3 | 5.8 |

②「平成29年度に運動部活動に地域指導者を活用していますか。」

| | 松江市 (%) | 島根県 (%) | 全国 (%) |
|---------|---------|---------|--------|
| 活用している | 100.0 | 30.1 | 28.7 |
| 活用していない | 0.0 | 69.9 | 71.3 |

※全国的に校内の全教員が部活動顧問となっている実態があることから、部活動が多く教員の勤務時間や内容に影響を与えていることが予想される。また、松江市では専門的な技術・知識の指導ができる地域指導者へのニーズが高く、積極的に活用されていることが分かる。

また、平成30年5月における松江市立中学校教員の勤務実態調査の結果は以下の通りであった。

①超過勤務時間の分布

・超過勤務平均：77.1時間 ・家庭に持ち帰った業務の平均：15.5時間

| | 人数 (人) | | 割合 (%) | |
|------------|--------|-----|--------|------|
| 45時間以下 | 79 | | 20.9 | |
| 45時間～80時間 | 122 | | 32.3 | |
| 80時間～100時間 | 64 | 177 | 16.93 | 46.8 |
| 100時間超 | 113 | | 29.89 | |
| 合計 | 378 | | 100.0 | |

②超過勤務のうち、部活動指導時間の占める割合（参考値）

| | 部活動指導の時間 (時間) | 超過勤務に占める割合 (%) |
|-----------|------------------|-------------------|
| 45時間以下 | 3.1 | 12.1 |
| 45時間～80時間 | 15.7 | 24.8 |
| 80時間超 | 45.9 | 41.7 |

※「過労死ライン」といわれる月80時間以上の超過勤務をしている中学校教員が全体の46.82%（177人）いた。また、80時間以上の超過勤務をしている教員において、部活動指導が超過勤務時間に占める割合は41.72%（100時間超の教員に限ると54.1%）となっており、部活動指導時間が大幅な超過勤務の主な原因となっていることが明らかである。教員の勤務時間や業務の適正化という観点（働き方改革の視点）からも、部活動の在り方について考えていく必要がある。

4. 松江市の目指す部活動

部活動の意義や位置づけ、生徒・教職員の現状と課題を踏まえ、以下の4点を「松江市の目指す部活動」として定める。

【松江市の目指す部活動】

- ①生徒の心身のバランスのとれた成長と学校生活の充実につながる部活動
- ②合理的、効果的な指導により、生徒の自主性、自発性の伸長を図る部活動
- ③生徒間の人間関係づくりを促進し、社会性を育てる部活動
- ④生涯にわたってその活動を愛好し、生活を豊かにしていくための資質・能力を育む部活動

松江市教育委員会は「松江市の目指す部活動」の具現化のため「松江市中学校部活動ガイドライン」を策定する。市内各中学校及び義務教育学校は「松江市中学校部活動ガイドライン」に基づき、保護者や地域との連携を密にしながら、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築し、部活動の更なる充実を図る。同時に指導にあたる教員の働き方改革の視点からも見直しを図り、生徒にとっても、指導する教員にとってもやりがいのある部活動を実現する。

Ⅱ. 「松江市中学校部活動ガイドライン」

1. 適切な運営のための体制整備

(1) 「松江市中学校部活動に係る検討会」の設置

- ・松江市教育委員会は、部活動の適切な運営のため、「松江市中学校部活動に係る検討会」を設置する。

<検討会の役割>

- ・松江市中学校部活動の運営に係る内容についての協議（必要に応じて開催）
- ・「松江市中学校部活動ガイドライン」の策定・修正（年1回開催）

<検討会の構成員>

- ・教育委員会（教育総務課・学校教育課）
- ・中学校校長会（代表4～5名）
- ・松江市PTA連合会（代表）
- ・その他

(2) 「部活動指導者校内委員会」の設置

- ・各中学校は、校内の部活動に係る学校の活動方針・運営等に対する意見集約、共通理解のため「部活動指導者校内委員会」を設置する。

<委員会の役割>

- ・「部活動に係る活動方針」の策定に係る協議、決定
- ・部活動運営に関する検討事項に関する協議、決定

<委員会の構成員（例）>

校長、教頭、部活動主顧問（あるいは運動部及び文化部顧問代表）、教務主任、生徒指導主事、体育主任、保健主事、学校事務職員 等

(3) 「部活動に係る活動方針」の策定

- ・各中学校は、「松江市中学校部活動ガイドライン」に則り、毎年度4月に「部活動に係る活動方針」を策定する。
- ・「方針」は様式例①を参考にして作成し、各部活動保護者会、各校HP、PTA総会等の機会に公表して、保護者、地域の理解を得る。
- ・「方針」の共通理解に基づき、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築し、保護者、地域、各種団体及び地域指導者との連携のもと活動を進めていく。

(4) 「年間活動計画」及び「月毎の活動計画」の策定

- ・各部活動顧問は、「部活動に係る活動方針」に基づき、様式例②を参考に「年間活動計画」を作成し、各部活動所属の生徒及び保護者に提示する。また、月ごとの活動計画を前月末までに生徒、保護者に提示する。

2. 適切な休養日等の設定

(1) 週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日に1日以上、かつ土曜日及び日曜日に1日以上を休養日とする。)

- ①毎月第三日曜日「しまね家庭の日」は原則として「部活動なしの日」とする。
※「しまね家庭の日」に活動する場合の扱いについては、県中学校長会、県中体連の決定事項を受けて策定された松江市中学校の「しまね家庭の日の扱いについて(平成30年2月2日付)」による。
- ②生徒の健康面に配慮し、練習日が連続しすぎないように休養日を設定する。
- ③休養日として設定した日に、大会やコンクール、合宿等が開催された場合、大会等の終了後、早い時期に休養日を設定する。

(2) 活動時間は、平日は長くとも2時間程度、休日は長くとも3時間程度(準備・片づけを含め4時間以内)とする。

- ・練習試合や大会等、長時間にわたる活動の際には、休憩時間を適切に設定する。

(3) 松江市共通の部活動休止期間を設ける。

【松江市共通の部活動休止期間】

- 学年始休業日：5日(4月1日～4月5日)
 - 夏季休業日：7日(8月11日～8月17日)
 - 冬季休業日：6日(12月29日～1月3日)
 - 定期試験前の休止期間(各校で設定)
- ※上位大会への出場等、特別な場合は校長の判断とし、別日に休養日を設定する。

(4) 基準を超えて活動を行う場合の留意点

- ・大会前の練習、合宿や遠征、練習試合を実施する際、基準を超えて活動する場合は、必ず生徒及び保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う等適切に対応する。
- ・校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導。是正を行う。

3. 部活動の指導

(1) 指導にあたって重視する事項

①長期的視野に立ち、過程を大切にした指導

- ・部活動は、生涯にわたってスポーツ、文化、科学等に親しむ資質を育むことや、多様な関わりを通して、人間形成を図ることを目的とした活動であることを念頭に置き、長期的な視野に立って、生徒の技能面、精神面の成長に目を向け、支えていく指導を行う。

- ・短期的な結果を重視しすぎて、勝利至上主義に陥ったり、心身共に過度な負荷を生徒に課したりした結果、スポーツ障害や燃え尽き症候群（バーンアウト）を生じさせないように注意する。
- ・生徒が自主的、主体的に活動する力を伸ばしていけるよう、部の活動目標や個人の目標を明確に定め、目標達成や課題解決のための手立てを生徒自身が試行錯誤しながら考える過程を大切にしたい指導を行う。

②体罰や暴言、セクシャルハラスメントの禁止

- ・体罰や暴言、セクシャルハラスメントは、生徒の人権、安全を侵害する違法行為であり、すべて禁止する。
- ・教職員や地域指導者は、体罰や暴言、セクシャルハラスメントが生徒の人権を著しく侵害し学校教育に対する信頼を失墜させる、決して許されない行為であるという認識を共有し、保護者や生徒にも積極的に説明して理解を得る。

③発達段階、健康状態に配慮した指導

- ・生徒の発達段階及び健康状態に配慮して活動を行う。
- ・部活動が生徒の心身への過度な負荷にならないよう、適切な活動日数や時間、内容を定め、生徒の健康状態や気象状況に応じて調整を加えながら活動を進める。

④安全管理の徹底

- ・準備及び片づけを含めた部活動中の事故防止に向けた指導體制を整え、生徒の安全確保に万全を期する。
- ・用具や施設の点検、管理を徹底する。特にゴール等の固定を必要とする施設は活動前後に必ず確認を行う。
- ・活動前後に生徒の健康状態の確認を行う。
- ・活動中は気象状況や気温、健康状態に配慮し、給水時間、休憩時間の確保や状況に応じた練習計画の変更等、生徒の安全確保のため臨機応変に対応する。
- ・万が一けが、事故があった場合に備え、救急体制、連絡体制を確認する。

⑤保護者・競技団体との連携

- ・保護者へは、学校より「部活動に係る活動方針」、各部より「年間活動計画」及び「月毎の活動計画」を提示し、活動計画を伝える。
- ・活動中のけがやトラブルについては保護者への連絡を丁寧に行う。
- ・保護者の経費負担や輸送等の負担が過重にならう努める。負担が必要な場合は事前の協議や連絡を早めに行い、理解を得る。
- ・他校部活動や当該競技団体との連携を図りながら活動を進める。

⑥指導技術の向上

- ・各種研修会等に積極的に参加し、指導力向上に努める。
- ・他校部活動指導者や当該競技指導者と連携し、指導技術や情報の交流を行う。

(2) 校内指導者と部活動地域指導者の連携

- ・部活動の指導にあたっては、校内指導者（顧問教員）に加え、技術指導ができる地域指導者を積極的に活用する。
- ・指導にあたっては、校内指導者と地域指導者の連絡を密にし、共通した指導方針のもと、効率的、効果的な指導を行う。指導者の区分は以下のとおりである。

①部活動顧問教員

- ・部活動顧問は校長が年度当初に決定する。

【役割】部活動指導の統括

実技指導、知識・技能指導、点検、管理
保護者への連絡、指導計画の作成、生徒指導に係る対応
事故対応、大会・練習試合等の引率 等

②部活動地域指導者

- ・部活動地域指導者は、校長が任用する。

※「部活動地域指導者活用事業」活用による部活動地域指導者の場合
校長の推薦を受け、松江市教育委員会が委嘱する。

【役割】部活動顧問の統括管理の下、実技指導、知識・技能指導を中心に行う。

(3) 部活動指導員の活用

- ・部活動指導員は、松江市教育委員会が任用する。

【役割】部活動顧問教員と同様の役割を担い、部活動全般の指導を行う。

- ・部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

附 則

- 1 本ガイドラインは、平成30年8月8日より適用する。
- 2 令和元年12月10日ガイドラインを一部改定し、令和2年1月1日より適用する。
- 3 令和4年3月16日ガイドラインを一部改定し、令和4年4月1日より適用する。